

## 第 48 回北九州市 PCB 処理監視会議

1 開催日時 令和 4 年 2 月 18 日（金）14：00 開始 16：40 終了

2 開催場所 リーガロイヤルホテル小倉 4 階ロイヤルホール

### 3 会議次第

- (1) 第 1 期施設の解体撤去工事について
- (2) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について
- (3) 高濃度 PCB 処理継続の要請に関して

### 4 出席者

#### (1) 委員

浅岡 佐知夫	座長	内山 仁志	委員
大石 紀代子	委員	河井 一明	委員
清田 高德	委員	郡山 一明	委員
古柴 敏夫	委員	塩田 実	委員
末松 正典	委員	高尾 俊春	委員
成田 裕美子	委員	沼田 文子	委員
平野 建	委員	松永 裕己	委員
山口 隆広	委員	吉永 耕二	委員

#### (2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB 処理事業部部長	足立 晃一
PCB 処理事業部部長（特命業務担当）	瀧口 博明
北九州事業所所長	石垣 喜代志
北九州事業所副所長	渡辺 謙二

#### (3) 関係行政機関

環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長	神谷 洋一
環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長補佐	切川 卓也

#### (4) 北九州市

環境局長	富高 紳夫
環境局環境監視部長	作花 哲朗

#### (5) 事務局

北九州市環境局 PCB 処理対策担当課長	野田 明
北九州市環境局 PCB 処理対策担当係長	大山 一成

## 5 議事概要

### ○事務局

それでは、定刻となりましたので、「第 48 回北九州市 PCB 処理監視会議」を開会します。

まず初めに、お手元の配付資料を確認させていただきます。「第 48 回北九州市 PCB 処理監視会議 議事次第」に記載している資料でございます。それぞれ資料は、ホチキス留めをさせていただいております。まず、資料 1 は、資料 1-1 と資料 1-2、資料 1-3 となっております。次に、資料 2 につきましては、資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3 となっております。最後に、資料 3 でございます。それから、参考資料として、前回の監視会議の議事録、監視会議の委員名簿、PCB 処理だより Vol. 47 となっております。資料について、不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

本日の監視会議委員の出席状況でございますが、委員 19 名中 16 名の参加を頂いております。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、途中休憩を設けまして換気を実施させていただきますので、ご協力願います。

それから、質疑応答の際にご発言する場合は、お手元のマイクを ON にしていただき、ご発言が終わりましたら、OFF にしていただきますよう願います。

それでは、ここからの議事進行を座長にお願いしたいと思います。座長、よろしく願います。

### 議題 1 第 1 期施設の解体撤去工事について

#### ○座長

それでは、本日の議題に入ります。「第 1 期施設の解体撤去工事について」、資料 1-1 を基に、JESCO から説明を願います。

#### ○JESCO

資料 1-1 の解体撤去の実施状況について説明します。下のところに、「北九州 1 期解体撤去の進め方（予定）」というフローがございます。解体撤去につきましては、大きく第一段階と第二段階に分かれて工事を進める形で行います。

第一段階は、さらに大きく 2 つございまして、対象 4 設備の先行工事と、液抜き・洗浄といった事前作業を行っているところでございます。このうち、先行工事につきましては、先般 9 月に 4 つとも完了しているところです。また、この第二段階のプラント設備、このうちの PCB 除去分別、いわゆる事前作業によって、まだ高濃度の PCB があるものにつきましては、洗浄装置等による処理を行っておりますので、この辺りも現在進めているところです。併せまして、プラント設備の解体撤去工事の発注に向けた準備を進めているところです。この工事

につきましては、後ほど資料 1-2 でご説明を差し上げます。

次の裏のページをご覧ください。まず、事前作業です。これは、少し文章を書いています。液処理設備とか溶剤蒸留回収装置、特に配管とかタンクといったもので構成されている設備を対象に、液抜きとか中の洗浄を行っているものです。写真として 4 つ載せています。左から、粗解体の抜油設備、液処理設備、溶剤蒸留回収装置、最後にグローボックスのダクトの写真を載せています。事前作業を行った後に PCB の付着状況調査を行います。その下に表としまして、「GB 排気ダクト PCB 付着状況調査結果」を掲載しています。この中で、中ほどの「最大値」をご覧くださいと、左から  $170,000 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2$ 、 $130,000 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2$  といった数値が載っています。この辺りの数値になりますと、いわゆる高濃度 PCB という扱いになりますので、このダクトにつきましては、その下、「PCB 除去分別」という作業を行っています。具体的には、1 期にあります洗浄装置を使って除去分別を行っています。

今後、この液処理設備等につきましても、高濃度 PCB の箇所が特定されれば、洗浄装置などにより除去分別を実施していく計画としています。

資料 1-1 については、以上となります。

#### ○座長

続きまして、資料 1-2 「プラント設備撤去解体工事実施計画書」について、同じく JESCO から説明をお願いします。

#### ○JESCO

続きまして、先ほど申し上げました、プラント設備の解体撤去工事を具体的にどのようにやっていくのかを、資料 1-2 に基づきまして、説明します。

1 ページ目の下、「解体工事に向けた準備」ということで、現在 JESCO におきましては実施計画書を作っています。この書類の位置付けとなりますが、右側に簡単な漫画があります。

まず、JESCO といたしましては「解体撤去に関する基本方針」。具体的には、この解体撤去は JESCO が行う PCB 処理事業の一環として位置付けをいたしまして、基本方針を定めています。この基本方針に基づきまして、「解体撤去実施マニュアル」を定めています。ここまでが全施設共通のものとなっています。その下に、具体的な北九州の 1 期施設特有のものとして、「工事実施のため指針」や、今回ご説明いたします「解体撤去工事実施計画」を定めて、安全に進めていく形としています。この解体撤去に関する基本方針の大きなところは、左側の基本方針に 3 つあります。環境の保全の徹底、工事における万全な安全衛生を確保、さらには情報共有・公開という形で、大きくはこの基本方針に基づいて工事を進めていく形です。

次のページは、実施計画書です。具体的に何が入っているのかというところが、大きく「目次」という形で紹介します。

1 つ目が工事の概要とか、今回の対象工事は基本的にどういう方針でやっていくのか、さらには具体的にはどうするのか。その工事を進めるにあたって、周辺環境対策や作業者の安全衛生をどう確保していくのか。あと、PCB 付着廃棄物をどうやって無害化処理にしていくのか。最後は情報の共有・公開、しっかりどう公開していくのかといったところ。大きくは、この7つで構成しています。

その下、「1. 工事の概要」です。資料 1-1 でも申し上げましたが、第一段階のところ「先行工事」と「事前作業」を行います。第二段階は、さらに大きく2つ「プラント設備」と「建築物」に分かれます。今回の実施計画書におきましては、このうちのプラント設備のところを対象として作成しています。

この工事は、具体的などんな方針に基づいて進めていくのかというのが、次のページとなります。大きくは3つの方針を挙げています。1つが「解体撤去の実施方針」です。これは、先ほど申し上げたとおり、基本方針と同じところ。周辺環境の保全とか、作業者の安全衛生の辺りをしっかり挙げて、まず大きくはこの方針に基づきまして、情報共有・公開をしていくとか、労働災害防止にしっかり取り組んで進めるとい、大きくはこの3つの柱に基づいて工事を行う形です。

具体的に、何を工事していくのかといったところが、その下のページにあります。今回の対象工事につきましては、受入保管、払出設備、解体・分別設備、液処理、洗浄、溶剤蒸留回収といった設備を撤去する形です。ひとまとめに言うと、これらの設備は、これまで PCB を処理してきた設備一式を、今回撤去する形となります。下に、少し図が小さいのですが、1 階になります。着色しているところが、今回撤去する設備という形となっています。グレーのところは、既に先行工事で撤去が終わったところという形になります。この図を見ていただくと、左下のところで色が付いていませんが、電気室と右側のところの事務管理室が除かれて、それ以外が撤去を行う形で進めます。

次に工期です。工期につきましては工程表があります。令和4年度、来年度ですが、引き続き、液抜き洗浄といった事前作業、それに基づく PCB 付着状況調査、高濃度の場合は除去分別、この辺りを行うと。プラント設備の工事、「本工事」と我々呼んでございますが、それは令和4年度の下期、10月くらいから共通仮設工事に入って、来年度の第4四半期くらいからプラント設備の解体撤去工事に、本格的に入って行く形としております。概ね、令和6年度の第1四半期くらいまでには工事を完了させるという計画です。

次に、今回、この工事を行うにあたって、具体的にどういった周辺環境対策を講じるのかといったところです。大きくは3つあります。1つは、まず密閉された建物の中で撤去を行うこと。さらに、その部屋の中は、負圧を維持したところで行うこと。負圧を維持されたものが排気として出ていきますが、排気、いわゆる PCB、ダイオキシンが基準値以下であるという確認をしていくために、適切なモニタリングを行うことの、この大きく3つのものを行っていく形で進めます。下

のところにあります。黄色い四角の枠のところは建物です。建物の中で、さらにそれより一回り小さいところが管理区域で、この管理区域の中が負圧維持されて撤去していくと。この負圧維持された空気、換気は、その上にございます排気といったところで外部に排出されず。この「S」と書いたのがサンプリングとなりますが、排出される時には、適切にモニタリングを行っていく形で進めていこうと考えています。

この周辺環境対策で、では具体的に環境モニタリング何をやるのといったところを、次のページで紹介します。まずは、建物から出ていく排気につきましては、左側の赤い枠で囲ったところが、域から出ていく排気となります。排気につきましては、PCB とダイオキシン、排気の出口は換気と分析室しかないのので、この2点を対象にモニタリングを行っていく計画です。その下の排水、雨水、悪臭、騒音につきましては、従前からやっているものがございますが、これもしっかり継続して行うといったところです。右の表は「周辺環境の環境モニタリング計画」です。今回、新たに加えるものとしては赤い四角で囲ったところです。大気と土壌の PCB、ダイオキシンの測定箇所を敷地の東西南北の4ヶ所で、データを取る計画をしています。これは、現在のプラント設備工事ではあまり影響がないのですが、そのあとに建築物を解体撤去します。建築物を解体撤去した時の中のものが出てくるという状況があるので、その時でも影響がないかどうかを評価するために、現在のデータがどうなのかを確認し、建築を撤去した時にどうなのかの比較をしていくために、この東西南北のデータを吸い上げる計画です。

次に、「作業者の安全衛生の確保」ですが、ここは大きく3つあります。1つは、PCB のばく露防止ということで、JESCO は PCB 処理施設ですので、これは当然ながら行う形です。あと2つが、やはり夏場の熱中症対策です。さらには、新型コロナウイルスの感染症対策を行っていくといったところです。また、ここに対策を書いています。特にコロナ関係は都度状況が変わっていきますので、その状況に応じて対策を見直していく計画としています。

次に、作業者の安全衛生確保ですが、先般、VTR の先行工事において、我々、労災を起こしたといったところがあります。そういったことも含めて、今回の本体工事におきましては、労災防止を今まで以上にしっかり取り組むという姿勢で進めたいと思っています。具体的には、その下に「安全施工サイクル」がありますが、工事を行う前に朝会をして、現場工事をして、夕会をして、夕会後に明日の計画の作業計画書が出てきます。この辺りの PDCA サイクルのところを、JESCO と工事業者が一緒になって行うと。行った中で、さらには現場も施工計画書、さらには作業計画書どおりに、しっかり現場の安全が保たれているのかということの確認をして、労災防止に取り組むといったところです。また、今回の本工事につきましては、3つ目のポツですが、これは定期的になりますが、本社の安全管理部門もこちらの安全パト

ロールの中に組み込むことで、事業所のみならず、本社も一体となって労災防止に取り組もうという形で臨もうとしています。

最後となりますが、出てきた PCB 廃棄物の払い出しとなります。今回、出てくる廃棄物は大きく 3 つあります。中ほどに表があり、高濃度の廃棄物、低濃度と PCB が付いていない汚染物といった形となります。今回、プラント設備、本体の工事ですので、大きくはこの高濃度と低濃度という形になります。高濃度につきましては、2 期施設での処理を行います。低濃度につきましては、無害化処理認定施設に払い出しをします。ここは、先行工事と同じ形で進めていく計画です。また、低濃度に払い出す時の漏洩防止対策といたしまして、写真にあるとおり、先行工事と同じなのですが、鉄箱に入れて払い出しをすることで、漏洩防止対策をしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

その後ろのところは、別添といたしまして、実施計画書本体を掲載させていただきました。今日はお時間がないので、割愛させていただきます。

資料の 1-2 の説明は、以上となります。

#### ○座長

続きまして、資料 1-3 「先行工事における PCB 等の測定結果について」、JESCO から説明をお願いします。

#### ○JESCO

こちらの資料は、先般の監視会議において、先行工事の全体像が見えないとか、実際ダイオキシンの濃度が、フランとかなかったのというお話を頂きました。その辺りを踏まえて、今回、改めて資料としてご用意させていただいております。

まず、先行工事解体撤去の流れをご覧ください。左から流れるのですが、まず対象設備がございまして、事前作業として配管・タンクの液抜き・洗浄とか、機械の表面を拭き取るとか、3S を行います。それを受けて PCB がどのくらい付いているのかという「PCB 付着状況調査」をします。この結果が、解体工事着手基準以下であれば、解体撤去工事を行う。この解体撤去工事基準を超えている場合は、さらに除去分別によって低濃度化を図り、もう一回除去確認調査し、その結果のデータを分析します。それが解体工事着手基準以下になっていれば、解体撤去工事を行うのですが、超過をしているものも実際にあります。そういった場合は、これはやむなくやる形なのですが、解体工事に、例えば電動ファン付きの保護具とかそういったものを着用して、作業従事者を守りながら解体撤去工事を行う形となります。この解体撤去工事をしたものにつきましては、無害化の払出基準以下であれば、無害化処理認定施設に払い出しますし、超えているものにつきましては、洗浄処理をして有価物として払い出すといったもので対応しているというのが大きな流れです。

この流れに基づきまして、では先行工事どうだったのかというのが、次のページとなります。「4 設備の PCB 付着状況調査結果等」という形で、一番上のところに、設備、事前作業、PCB 付着状況調査、除去分別等々が左から右に並んでいます。これは先ほどのフローに合わせた形となっています。設備が一番左側に並んでいまして、例えばグローブボックスの内部設備につきましては、事前作業といたしまして、3S作業をしまして、その結果、オイルパンの表面は PCB が 60~71%という濃度でした。こういう濃度は非常に高いということなので、グローブボックス越しに表面拭き取りいたしました結果、オイルパン表面が 0.1~0.2%と、依然として高いといったところがありましたので、作業員も保護具をしっかりとした上で解体して、無害化処理への払い出しではなく、洗浄処理を行ったという流れとなります。もう一つ、粗解体設備が1つ置いています。これは、事前作業として表面拭き取りをして、PCB 付着状況調査が概ね  $5 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2 \sim 14,421 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2$  くらいでした。全部で 105ヶ所を測定しています。このうち、 $1,000 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2$  を超えた所が4ヶ所ありました。この4ヶ所につきましては、表面の拭き取りを再度行うとか、一部の設備につきましては撤去・洗浄をするという対応をして、その結果、3ヶ所につきましては  $33 \sim 100 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2$  という数値となっています。ということで、解体工事着手基準以下になったので、解体工事を行いまして、粗解体につきましては全てを無害化処理認定施設へ払い出ししていますので、その際に、再度分析を行っています。分析結果が  $5 \sim 84.9 \mu\text{g}/100 \text{cm}^2$  というので、全部で 147 検体の分析を行って払い出ししているというのが、大きな流れです。その下に、排気の測定結果を添付しています。一応、操業の時と、今回の先行工事の時のデータが比較できるようにまとめています。ゼロが非常に多いのですが、基本的には操業時と工事中における PCB、ダイオキシンは同じレベルか、データによっては工事中のほうが低いデータとなっています。

次は、作業環境はどうなのというものをペーパーでまとめています。操業時のデータを見ていただくと、PCB は概して低いのですが、ダイオキシン、DXNs と書いてあるところですが、粗解体だと  $3.9 \sim 31.0 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、破碎室ですと  $2.0 \sim 15.0 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  という形です。先行工事の時は、一番高いところで、破碎設備のダイオキシンはフェーズ 2 が  $2.5 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  という数字でしたので、どちらかという、操業のほうが取り扱う PCB の量が多いといったところもありますので、それよりは低い濃度で工事は行っているといったところです。また操業の時、ダイオキシンの濃度が高いというのは、当然、我々しっかり把握していますので、マスクや保護具、さらには血中 PCB 濃度などを測定しながら、作業員の方がしっかりと安全に作業できることを担保しながら、これまでやってきています。

最後となりますが、先行工事の時のダイオキシン類濃度が、大気のだいオキシン、特にフランが少し高いというのがありまして、先行工事の時にフランが出ているのではないのという指摘を頂きました。そ

れを表の形でまとめています。大気と排気（1G1 or 1G6）という形としてあります。測定日は上にあります。Total-DXNs が総ダイオキシン類で、内訳の Fs がフラン、Ds がジオキシン、DL がコプラナーPCB となります。例えば、2019年8月30日の大気を見ていただくと、トータルが0.056に対してフランが0.036とか、2020年8月21日を見ていただくと、0.023に対して0.015という形で、大気中のダイオキシンの大半をフランが占めている状況です。その下のところに、先行工事の時のデータを載せています。トータルを同じように赤字で記載しています。内訳を見ていただくと、基本的にはDL-PCB、コプラナーPCBしか検出されていません。なので、先行工事の時から、コプラナーしか出ていないので、大気のフランを上昇させる要因にはなっていないということを確認しています。

説明は以上です。

#### ○座長

それでは、議題1「第1期施設の解体撤去工事について」、意見や質問がございましたら、各委員、よろしく願います。委員。

#### ○委員

資料1-2のところについて、質問させていただきます。1-2の下側のスライドのところ、解体撤去に関する基本事項を3点挙げておられます。環境の保全の徹底、いわゆる環境。2番目が安全衛生の確保、これは労働者に対する人の問題です。情報共有・公開、これは周辺並びに市民全体、国民に対する情報共有・公開ということになろうかと思えます。そのことを、多分ガイドラインとして作っていらっしゃるという考え方であろうと思えます。何かこのところで、関係性が、私の頭の中でもやもやとしてしまうのです。ガイドラインとその下の、いわゆるガイドラインに基づいて、次スケルトンを使っていくという、その関係が非常に重なっているような気がします。

もう少し具体的に言うと、例えば、過去にいろいろな工場で起きてきたヒヤリハットみたいな話。それは、では環境に影響を与えたかということ、ほとんど影響は与えていないのです。人の労働安全衛生に何かがあったか、ばく露したかということ、それもばく露していません。例えば、何かにじみ出たとか、どこかの振動で何かが折れたとか、そういうことというのは、この3つのガイドラインの中には入ってこないのです。となると、ガイドラインのところ自体にもう1つ、何と言ったらいいかよく自分でも分からないのですけれども、いわゆる工事全体の、何だろう、安全みたいなのがまずあって、途中でおっしまった、まさにPDCAをどういうふうにつくっていくかということが、ガイドラインの中にあるのではないかと思います。これは、全部法律のほうから見ていったものになっていると思えます。

今、ここで何年間か議論してきたことは、法律のところにはならないけれども、ヒヤリハットのところをいかに見つけて、それを水平展

開して大きな事故にしないかという話だったので、多分、ここのガイドラインのところに、そういうものが1つ要るのではないのかなという感じがします。

○座長

よろしいでしょうか。質問を確認したいのですけれども、この解体撤去工事は非定常の作業です。それで、今まで定常の作業に関しては確立されているのですけれども、非定常の作業に関して、1つの基準が新たに設けられなければいけないのではないかという質問ですね。

○委員

そうです。ありがとうございます。

○座長

それに対して、答えを願います。

○JESCO

まず、基本方針のところですが、JESCO といたしましても、もともとこの基本方針というのは、これまで JESCO が行ってきた操業。この操業の次に、解体撤去があるという大きな流れの中で、これまで JESCO が、例えば講じてきました作業従事者の安全衛生対策や、いわゆる PCB、ダイオキシンを外部に出さないための工夫、そういった考え方とか対策を受けて、同じように基本方針を立てているところです。また、基本方針の中でも述べていますが、解体撤去そのものは、全てが非定常作業になるということを基本方針の中にも述べさせていただいてまして、その中でしっかり、操業というのは日々の作業ですが、工事は本当に全てが 3H となりますので、その辺り施工計画書などをしっかり見ながら、現場を見ていく形で対応するという形になっています。

回答になっていない気はしますが、以上となります。

○座長

逆に答えを補強しますと、非定常の作業において、非定常の、例えば会議、監視、チェックということを盛り込みましたかということですが、実際にはやられているので、それをまとめて答えていただければいいのではないかと思います。例えば、作業の濃度管理は、定常時の濃度管理と違う方法を取ったわけですから、そういうところをもっと強調して述べられれば、今の質問に対する答えになると思うのですけれども、どうでしょう。

○JESCO

ありがとうございます。今、座長に指摘いただいたとおり、定常作業ですと、濃度管理というのは定期的にとるという形になっています

が、今回は非定常ということですので、基本方針にも記載していますが、やはり濃度が高くなる時とかそういった状況に応じて濃度のデータを取るという形にはしています。なので、その辺りしっかり対応していこうと思っております。

○座長

それと、解体というのは運転と違う作業ですから、要するに建設及び解体というのは、従来 JESCO はやってきていません。だから、それに関して新たな安全管理等の項目を設けたかどうかです。

○JESCO

はい、それは設けています。

○座長

そういうところをしっかりとまとめて、1 つの新たな指針にされたほうが良いということだと思います。

○JESCO

分かりました、すみません。この基本方針のところの紙面は、JESCO のホームページでも掲載しています。その中においても、今頂いたような話は書いています。

今日は、説明のためにこのような状況になって申し訳ございません。

○委員

すみません、いつもそういうお答えになるのです。私が申し上げたいことは、座長がフォローしてくださったように、要するに、一番最初の基本指針、ガイドラインの1丁目1番地というのは、これは今までやってきたことと違うことなので、それに対する対応を図るのだという、要するに基本理念があるわけでしょう。この3つを見る限り、基本理念が見えなくて、中を開ければそれが入っているのと言うと、それは逆ではないかと思うのです。ミッションがあるわけで、その次にビジョンがあるわけで、その方向が何か逆ではないかというふうに思っているのです。既にそれが書かれているのであれば、そういうのをきちんと打ち出したほうが、いろいろなところで話が広がっていくのではないかと考えています。

○座長

よろしいですか。

○JESCO

はい。

○座長

では、ほかに。委員。

○委員

いろいろと今、ご意見が出たのですけれども、正直言って、私から見たら、こういう細かな数字を出されても理解できません。要するに、端的に、JESCO にお伺いしたいのです。今までの工程の中で、異常があったのか、なかったのか。異常があったとすれば、どういう異常があったのか。そういうことを端的に言ってもらえば、それは私も、正直言って理解できます。あまり 0.000 などと言われても、正直言って全く理解できません。だから、端的に言って、その辺をはっきり JESCO から報告いただければ、私なりに理解できると思います。よろしく願います。

○座長

座長からの要望ですけれども、説明というのは一般の委員の方にも、まず分かるようにまとめ、全体像を表現されて、それから各論でフォローしてください。だから、今の委員の質問のように、ポイントをまず答えてください。それで、次にブレークダウンしたものを言う必要があれば、それに言及してください。よろしいですね。

○JESCO

はい、分かりました。ありがとうございます。

○座長

市民を相手の会議でもありますから、よろしくお願いします。

○JESCO

ありがとうございます。

○座長

それで、今の委員の質問の対象である、要するに安全であったかどうか、異常があったのかどうかという点について、簡単に説明してください。

○JESCO

ありがとうございます。まず、異常があるかどうかにつきましては、この排気の数値や、作業環境データになりますが、結論として異常はなかったです。なので、無事に工事は終了しています。

○座長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○座長

委員、お願いします。

○委員

この資料 1-2 の 6 ページに、安全施工サイクルの図がありますけれども、これについて質問、意見を言わせていただきます。先ほどの委員の方も言っておられたように、今回の処理施設の撤去というのは、全国の処理施設としては最初のケースになってくるのではないかと思うので、この中に、施工計画書通りに工事が実施されているかどうかをチェックすると書いてありますが、恐らく、この施工計画書は工事の請負業者が作るのだらうと思います。実際に、施工計画書に書かれなくて重要なことがあったのかどうかや、何か抜けがあったかどうかや、そういうものを吟味し、誰がするのか。また、それをきちんと記録として残して、将来、全国の他の事業所のいろいろな安全に施工する上での事例として、記録を残すということが必要ではないかと思えます。これは、監視委員として言うべきことかよく分かりませんが、単なる施工計画書通りにやられているかどうかのチェックだけではなくて、施工計画書に抜けていた事柄があるのかないのか。また、施工時に分かった追加すべき事項など反省的な内容もきちんと記録として、安全に工事を進めるために残すという考えはないのか。その辺をお聞きしたいと思えます。

○JESCO

ありがとうございます。まず施工計画書ですけれども、施工計画書を作る前に、JESCO として工事の発注仕様書を作ります。その発注仕様書におきまして、安全の考え方や、少し細かいですが、PCB はこういうことに気を付けなさい、そういったことを記載します。そういった内容を踏まえて、工事上の重量物を取り扱う時や、横に動かす時、そういった時の安全対策が、こちらの施工計画書にしっかり反映されているかどうかを JESCO が確認します。不足しているものがあれば、そこは入れてもらって、施工計画書はこれで承諾されて、それで現場は工事が着工できる形になります。

施工計画書というのは、大きな厚めのものでございますので、日々の毎日の作業は、作業計画書を出していただきまして、その中で今日の作業内容と安全上の留意事項を工事業者が出して、それを JESCO が確認をして、必要であればそこを直していくというのが、紙として、記録として残るといっての毎日行い、その成果が他の事業所にも展開をされていく形となります。

以上です。

○座長

今の質疑応答に関して簡単に言いますと、こういう工事を実施するときに、計画（Plan）、実施（Do）、実施結果（Check）がどうであったか、それに対する改善策（Action）という、全体のPDCAサイクルを回すわけです。それに基づいて、そのPDCAサイクルがどうであったかを、今この資料1-1、1-2、1-3で説明されたことになっています。その説明が、きちんと4点セットで説明されているかどうか。それから、そういう大きな全体計画の中でのPDCAサイクルと、細かな日々の、例えばPlan、Do、Check、Actionのサイクルがあります。それ以外にも、それぞれの工事の部分部分でPDCAサイクルがあるはずで、それを全部チェックする形。その結果をまとめて、簡単に説明してもらうことがこの会議です。そういう形で、今後も見直してください。

○JESCO

はい、分かりました。ありがとうございます。

○座長

そうすると、今の委員の質問に対して、要するに、新たなActionをしなければいけないことがあったかどうか。それに関して答えていただかないと、この質疑応答は終わりません。

○JESCO

分かりました。委員からの意見は、恐らく先行工事の時どうだったのかということがあるのかと思います。

○座長

いや、だから、先行工事でも、それぞれの工事の部分でも、それがあつたのです。

○JESCO

はい。それで、先行工事のところは、労災を起こしたといったところがありました。ここで記載しているとおりに、先行工事におきまして、施工計画書を受領して、こちらもそれを確認して承諾をしているといった流れです。ただ、確かに大型の重量物についての、安全上の対策というのはありました。今回、VTRの労災で発生したのは6kgくらいのものでしたのですが、その小さいものに対する落下防止のところは、施工計画書上もありませんでした。我々も、そこがしっかり見切れていなかったといった反省があります。なので、労災が起きたあとは、その施工計画書の見直しもして、現場のほうで展開をしていったといったところなんです。

○座長

要するに、建設よりも解体のほうが落下物の可能性が大きいという

ことで、そういうことに対しては、非常に注意を払わなければいけないことだという結論です。

○JESCO

はい、そのとおりです。

○座長

よろしいですか、委員。

○委員

はい。

○座長

ほかに、委員。

○委員

今の質問とも少し絡むかもしれませんが、1つ質問させていただきたいと思います。

解体工事は、計画に沿ってほぼ進められていると理解できました。ただ、最近の地震とか火災のことを考えると、作業中にそういった火災、地震が起きたときに、どう作業員の安全を守るかということが気になります。その観点から、1つは安全を守るための書類が作られているのかということ。もう1つは、そういう作業中にそういったアクシデントが起きたときに、どう対応するかを訓練されているのかどうか。この2つを教えていただきたいと思います。

○JESCO

ありがとうございます。まず、施工計画書の中には、労災も含めたものがあつたときは「緊急連絡体制」を入れています。その工事を請けた所から、JESCOの誰に連絡が入るのかをしっかり決めて、何か起こった時も連絡ができるという体制は組んでいます。それから、JESCOにおきまして、例えば定期点検などを年に1回くらいやっています。こういった時に合わせて、安全訓練をやっています。その安全訓練におきましては、定期点検の業者さんも一緒に入って訓練をしています。

○座長

今の答えで十分ですか。

○委員

作業中に、例えば地震が起きた時に、どう作業員が行動するかというところまで、掘り下げられているかどうかということが気になります。夜間に地震が起きれば、作業されていないと思いますけれども、作業中に地震が起きた時に、本当に作業員を守ることができるかどうか

かということが気になりますので、その辺が本当に訓練されているのかどうか知りたくて質問しました。今の回答では、分からなかったのので、再度質問させていただきます。

○JESCO

資料 1-2 の 2 枚目のスライドになりますが、解体撤去実施マニュアルを、今回の解体を進めるにあたって策定しております。その中で、今、委員からご質問いただいた、そうした何か災害が起きたような場合にどう対応すべきかというところもページを割いて記載しております。まず JESCO は、操業中からそうした事故の対応、経験を積んできていますので、それを踏まえてこの解体撤去時も迅速な連絡、あるいは体制の整備を行うということを定めています。

また、先ほど説明しましたように、今後もそうしたことを安全訓練等で徹底していきたいと考えております。

○JESCO

追加で、すみません。JESCO で安全訓練をやる時には、掘り下げた対応というのはありますが、例えば、火災が発生したというシナリオを組んで、どのルートで出てくるのか、どこで点呼を取るのかという一連の訓練を行っています。なので、どこから出てくるかなど、その辺りは指定した訓練を行っています。

○座長

今の委員の質問をもう少しクリアにすると、もっと具体的な例を質問させてください。火災が発生した時に、従業者は身の安全を守る行為を優先するのか、火災を消火する行為を優先するのか、それは決められているのですか。そういう質問をした時に、どういうマニュアルになっていると答えていただけますか。今の状態、具体的にそういう質問をされた時に、どういう対応になっているかという話です。

○JESCO

ありがとうございます。基本は、身の安全を守る形になっています。

○座長

そう言うてくだされば、設備の安全よりも従事者の安全のほうが優先しますと。災害時も当然ですけども、優先しますということで、基本的には成り立っているはずですが。あらゆる職場はそうになっています。あらゆる職場というか、一部を除いてですね。

○委員

座長、その件についていいですか。

○座長

はい。

○委員

これは、先ほど意見がありましたけれども、座長が言われるように、  
どういう企業であろうが、何があってもまずは人命なのです。そして、  
当然、火災というのは、人的な火災、あるいは機械的な故障の火災で  
あれ、それは日頃の点検等を大事にすることによって防ぐ。でも、地  
震とか、最近では津波とか、そういう災害の中では、人命を最優先す  
るということは当然だと、私は思っております。

○座長

はい、そのとおりだと思いますので、それに基づいて、各企業さん  
は行動指針を作られていると思います。よろしいですか。

○委員

それは、JESCO は当然できていますね。

○座長

当然できていますので、確認するまでもないと思います。

○委員

ただ、訓練しないと、なかなかとっさの時にできないので、気にな  
っての質問です。

○座長

そうです。だから、昔は少し違う雰囲気がありましたが、今は完全  
にそういう教育が徹底されています。  
ほかに質問ありますか。委員。

○委員

資料 1-2 の 6 ページの JESCO 監督員のパトロールは、日々のチェッ  
クなので分かるのですが、本社安全管理部門の安全パトロールという  
のは、何を重点項目にしてチェックするのですか。今まで、「本社安全  
管理部門」というワードを聞いたことがなかったので、教えていただ  
きたいと思います。

○JESCO

ありがとうございます。この本社の安全管理部門は、本社の PCB 処  
理事業部の中にあります。ここの部門のメンバーが、基本的には安全  
な作業をしているのか、例えば高所作業をする時に、命綱などを付け  
てきちんとやっているか、足場をしっかりと確保しながらという基本的  
には JESCO の監督員と、安全上は同じ目線になることはあるのですが、

違う目で同じ安全というところを見る形になります。

○座長

今の答えで、質問の答えになっていますか。

○委員

あまりなっていないです。要するに、言葉だけではないのですかというのを聞きたいのです。今までも、そうやっていろいろ計画書を書いています、やっていますと言って事故が起こっていますので、元締できちんと本当に、要に本社安全管理部門が希望としてきちんとしてくださいというのを込めて質問しています。具体的に、ここでおっしゃるのも大変かとは思いますが、少し煮え切らなくてすみません。

○JESCO

ありがとうございます。これまでの我々のやってきたところが、確かにトラブル等があって、これからもトラブルはあるとは思いますが、我々としては、それを1つでも無くすのだという姿勢の下、本社も一体となって、事業所だけではなくて本社のダブルチェックも重ねて労災を無くしていくのだという、今、それこそ本当に言葉でしか言えなくて申し訳ないのですが、そういう姿勢で臨むのだという形です。

○座長

単純な質問をしますけれども、本社の安全管理部ですか、名前は何かでしたか。

○JESCO

はい、PCB 処理事業部です。

○座長

安全管理部門の位置付けは、ラインから独立ですか。

○JESCO

ラインから独立です。

○座長

それで監査機能を持っているわけですね。直接の事業所の職務実施体制は、安全管理も含んだ実施体制になっていますね。

○JESCO

はい。

○座長

その安全の実施体制に関して、本社の安全管理部門が監査をして

いるかどうかということを知っているのだと思います。それに対して、きちんとした独立した監査機関になっているかどうかです。

○JESCO

ありがとうございます。JESCO におきましては、環境安全監査部門というところが、ラインとは別に本社にあります。そこが、年1回程度、事業所の監査をやっています。

○座長

それとは違う本社の管理部なのですね。だから、ある意味でラインなのです。本社機能のラインに当たってしまっているの、それは十分な常時の監査機能を持たないのではないかと質問だと思います。

○JESCO

分かりました。ここで記載している「本社安全管理部門」というのは、5事業所から挙がってくるトラブルを全部統括して、横展開をしている部門です。そこが、最近は労災を中心にしていますが、そこがこちらの工事の現場を見る形で考えています。

○座長

だから、違った目で見ているかということです。委員、よろしいですね。

○委員

はい。

○座長

ほかに。委員。

○委員

操業と工事の両方かかってくると思いますが、資料1-2のスライドの10番、新型コロナウイルス等感染症対策で、「対策」と書いてありますが、これは私たちでも普通やっているようなことです。作業員の方は、作業中は上から下まで防護服を着られていると思うので、特に感染リスク等は高くないと思うのですが、例えば着替えの場面とか、すごく汗をかいた状態で服を脱がれて着替えたりという場面が、恐らくあると思います。そういった時は、リスクが高いと思います。ここに書いてあるのは、先ほども言ったように、通常の対策の内容の範囲内になると思います。そういった点で、特段、JESCOで考慮されている部分があるかを、まずお伺いしたいと思います。操業や工事の期間にも大きく影響してくると思いますので、その点がまず1点。

それから、次のページの12番目、これはもう相当先の話になってくるとは思いますが、1期工事の高濃度PCB付着廃棄物は、「2期施設にて

処理」と書いてありますが、今後、2 期施設も解体工事が入ると思います。2 期施設が解体する時には、これは特に 3 期施設とかあるわけではありませので、2 期を解体する時、この高濃度 PCB 付着廃棄物はどこで処理するのかという、何か特別お考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○座長

簡単にお答えください。

○JESCO

今ご指摘があったコロナ対策、通常ではないかと言われればおっしゃるとおりです。さすがに今、例えば、時間を少しずらして着替えをしていくとか、そこまで、想定はしていませんでした。今後、この辺りは、実際の工事が始まる時のコロナの状況を踏まえて、それは普通ではないかと言われるかもしれませんが、できるところはしっかりやっていく形になると思います。

あと、2 期施設ですが、基本的には、まだ全体的な話はこれからになります。2 期施設はプラズマ熔融分解設備ですので、最終的なものはそこで処理をしていく形で、3 期施設とかそういったものはなく大丈夫であろうと考えています。

以上です。

○座長

では、時間も押していますので、議題 2 に移りたいと思います。

## 議題 2 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について

○座長

議題 2「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について」、資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3 を基に、説明を願います。

○JESCO

私のから、資料 2 についてご説明させていただきます。まず、資料 2-1 をご覧いただければと思います。北九州事業所の操業状況についてご説明いたします。

まず、表 1 をご覧ください。令和 4 年 1 月末時点での処理状況を示しております。処理の進捗は、北九州事業エリアにおきましては 99.1%、豊田、大阪エリアにつきましては、それぞれ 77.8%、78.6% という状況になっております。処理対象重量につきましては、合計で前回報告しました数値よりも 7t、全体として少なくなっております。その詳細につきましては、資料 3 のところでご説明をさせていただきます。

たいと思います。

続きまして、(2)「運転廃棄物（事業所間移動による処理状況）」で  
ございます。以前からもご説明しております、大阪、豊田で発生する  
高濃度の PCB 運転廃棄物につきましては、北九州事業所で処理を行っ  
ておりました、その実績を年度ごとにお示しした表となります。現在  
も継続して搬入処理を実施しております、順調に処理を実施してお  
るというところでございます。

続きまして、2 ページ目以降になります。操業に伴う実績について、  
数字を記載させていただいております。いずれの表も、黄色く塗りつ  
ぶした部分が夏の監視会議以降の新たな実績となります。操業自体は  
概ね順調に操業できているということでございますので、2 ページに  
記載しております PCB 廃棄物の受入状況、3 ページが、PCB 廃棄物の処  
理状況、4 ページ以降、処理済物の払出状況の実績につきましても、  
操業の状況に応じて実績が挙がっているという状況でございます。

最後、資料の 7 ページになります。別添 2 という資料でございます。  
これにつきましては、令和 3 年度の四半期ごとの実績を記載させてい  
ただいております。今回は第 2 四半期、第 3 四半期が新たなデータと  
いうことでございます。第 2 四半期におきましては、夏に開催いたし  
ました監視会議においてご報告いたしましたけれども、プラズマ炉の  
補修工事において新型コロナの陽性者が出たということで、工事を一  
時中断したことから、操業への影響が若干出たということで、若干の  
マイナスとなっておりますが、全体といたしましては令和 3 年度計画  
を上回った実績を挙げておるということでございます。資料 2-1 につ  
きましては、以上でございます。

続きまして、資料 2-2「環境モニタリング」結果についてご説明いた  
します。

まず、JESCO 側の測定結果でございますけれども、周辺環境並びに  
排出源において、いずれの測定項目についても環境基準値等には適合  
していたということを、まず、ご報告させていただきます。

2 ページ目以降、個別の測定結果等についてご説明させていただきます。  
特筆する点といたしましては、まず周辺環境ということで、資  
料の 3 ページ「2. 水質」でございます。これにおきまして、令和 3  
年度の夏季のデータでございますけれども、ダイオキシン類の濃度が  
0.20pg-TEQ/L と、春のデータに続いてこれまでのデータよりも高めの  
値が出ているということで、これについて再測定を行っております。  
再測定につきましては、この表の欄外に記載しておりますけれども、9  
月 24 日サンプルのデータで 0.041pg-TEQ/L という数字になっておりま  
す。また、その後分析を実施しました秋のデータでございますけれど  
も、これにつきましても 0.061 と、従来と同レベルの値が出ていると  
いうことで、問題がないものと考えておりますけれども、引き続き注  
視していきたいと思っております。

次に、「排出源」のモニタリングになります。先ほど、解体撤去のと  
ころでモニタリングデータについてご報告をさせていただいておりま

すが、そのデータにつきまして、資料の 7 ページに、先ほどと同じデータを掲載させていただいております。先ほどもありましたけれども、通常の操業のデータと大きく変わりがない。もしくは、それよりも低めに出ているということが比較できるようにということで、ここにも資料を掲載させていただいておりますということで、今回お作りさせていただいております。

資料の 10 ページ、11 ページ、「プラズマ排気」。これは 2G7-1、2G7-2 のデータの表がありますが、その表の欄外に※5 として、プラズマ排気中の水銀濃度の測定結果の評価についての考え方を追記しております。法律では排気中の水銀濃度が排出基準を超えた場合には、その後の定められた期間内に 3 回以上の再測定を行って、その結果を踏まえて評価をすることとされておりまして、この法律の改正を受けまして、北九州市様より同様の対応をとることの通知が JESCO 宛てに発出されておりますので、その内容を追記させていただいております。

次に、以前の監視会議委員からご指摘を受けておりました、プラズマ排気中のダイオキシン類濃度が上昇傾向を示しているという件についてでございますけれども、夏の監視会議での皆様からのご意見を踏まえまして、説明用の資料といたしまして、19 ページをご覧いただければと思います。別紙 1 参考「プラズマ排気中のダイオキシン類濃度について」という資料を、作成させていただいております。

まず、図 1 のグラフでございます。プラズマ排気中のダイオキシン類濃度、これは毒性当量で表した数値ということになりますけれども、上昇傾向は示しているという状況があったものの、協定値が 0.08 という値になっておりますので、これに対しましては 5% 以下の低い値でまず推移しているという状況をご確認いただければと思います。この図 1 で黄色く囲った部分、グラフが小そうございますのでこれを拡大したものをその次のページ、20 ページのほうに図 2 ということで記載させていただいております。このグラフにおきましては、それぞれそのダイオキシンの組成に合わせて色分けをしております、青色がコプラナー PCB、オレンジ色がジベンゾフラン、グレーがジオキシンと、ダイオキシンのこの 3 成分でどれくらいのウエイトを示すのかというグラフを作成させていただいております。このグラフをご覧くださいますと、オレンジ色の部分のデータがほかの値よりも高い部分につきましては、オレンジ色のジベンゾフランというものがその成分の大半を占めるということがお分かりいただけるかと思っております。

次に、その下の図 3 のグラフでございます。同じデータでダイオキシンの実測濃度をお示したグラフとなります。このグラフのちょうど真ん中辺りにございます、2020 年 5 月 29 日、これよりも右側のグラフは、従来分析していた分析所とは分析所が変わって、より精度の高い分析機器を使用して分析を行ったデータということで、定量下限値等が違うデータとなりますが、新たな分析機器のデータを見ていただきますと、概ね実測値につきましては、0.05~0.25 の範囲、最大で 5 倍程度の差の中に収まっている状況がお分かりいただけるかと思

ます。すなわち、測定ごとに検出されるダイオキシン類濃度の実測値については、測定後との差はそれほど大きくなく、毒性等価係数の大きいダイオキシンが定量下限値を超えた場合に、毒性当量の値として大きめの値が出るということが分かりました。

このことから、プラズマ排気中のダイオキシンにつきましては、実測値は低いレベルの一定の範囲内に収まっており、毒性等価係数の高い異性体が出た場合は、他のデータよりも高めに毒性等価量の値が出るということがありますけれども、これまでのデータにおきましても協定値の5%以内に収まっていることから、今後もしっかり問題がないことを観察していきたいと思っております。

資料2-2につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2-3になります。「北九州処理事業所における安全対策」について、ご説明いたします。北九州事業所では、処理設備の健全性を確保するため、日常保全及び定期点検の結果に基づく保全を継続して実施するとともに、点検結果や経年劣化予測に基づく長期的な設備の補修・更新を実施しております。また、第1期施設における解体撤去に必要となる設備及び換気空調設備の能力はまだ引き続き必要となりますので、操業中の2期施設と同様に定期点検のほか、安全・漏洩防止に関わる設備等を中心に更新等を実施しております。

主な項目は、3ページに別添1という資料がございます。この表の一番左、「保全計画」の欄に具体的な点検内容を記載させていただいております。

1ページにお戻りいただきまして、これに加えて、現在、環境省のほうから処理継続の要請がなされておるということでございまして、これを踏まえた上で、お認めいただいた場合は、令和4年度以降の操業に備えて、より安全に処理を実施するため、令和4年の4月から5月を目途に操業停止をして、通常の点検に加えて、健全性の維持を目的に点検を実施する予定としておるところでございます。主な点検項目につきましては、表1に記載のとおりでございます。

次2ページ目、JESCOで取り組んでおります「Ⅱ トラブル防止対策」についてご説明いたします。以前から監視会議におきましても、トラブル防止策についてご説明を行っておりますけれども、今後も同様に北九州事業所で取り組んでいるトラブル発生防止対策、JESCO本社におけるトラブル発生防止対策並びに解体撤去工事における安全対策について、継続して実施していくこととしております。

最後、「Ⅲ 防災対策」につきましては、総合防災訓練の実施、あるいは、必要に応じて実施いたします防災対策検討会議によって、対策案を検討するというところで取り組んでおります。

次に、先ほど少々ご説明いたしました、別紙1でございます。先ほどの点検項目、あるいはトラブル防止対策として実施するという、令和3年度の年間計画並びに、計画に対して赤字で記載している部分が実績ということで、これにつきましては、計画どおり実施しているという状況でございます。

次に4ページ、別添2をご覧ください。まず1番目といたしまして、「他事業所のトラブルの水平展開状況」でございます。本日は、北海道事業所で発生しましたトラブル4件についてご説明いたします。

まず、1件目でございます。8月13日に発生した案件でございます。北海道事業所は北九州と同様に、プラズマ溶融によって安定器、汚染物等の処理を行っていますが、プラズマ炉に投入した200L溶融ドラム缶の中の汚泥中水分がプラズマ炉内で瞬間的に蒸発して、缶内圧の上昇が生じて溶融缶が破裂し、炉内の高温の溶融スラグが飛散したことによって、送気用蛇腹ホースが焼損したというものでございます。北九州事業所では、汚泥を含むその他汚染物につきましては、200Lドラム缶ではなく、27Lペール缶を使用していること。また、液状物がある場合には吸収剤を使用して遊離水が存在しない状態で処理を実施していることから、同様の事象は発生しないと考えているところでございます。

2件目です。冷水ユニットの点検で冷媒ガス回収中に作業者が現場を離れ、回収ポンプの可溶栓により冷媒ガスが漏洩したというものでございます。北九州事業所では、同様の点検作業におきましては、必ず2名以上で作業を実施するという確認を行っております。

3件目です。攪拌洗浄設備のダイヤフラム弁から洗浄溶剤の漏洩が発生しております。配管で密封された液の温度が、定期点検での空調停止に伴って上昇し、液が膨張したことによってダイヤフラム弁から洗浄溶剤が漏洩したというものでございます。北九州事業所におきましては、ダイヤフラム弁は使用していないということ。また併せて、液封に係る注意喚起も実施しておるところでございます。

4件目です。攪拌洗浄装置の液面レベル計に接続する、フレキホースの接続部の曲がっていた部分で亀裂が生じて、洗浄液が漏洩したものでございます。北九州事業所でもフレキホースは使用しておりますけれども、曲がった状態で使用している箇所がないことの確認は行っております。以上が、他事業所のトラブル状況となります。

続きまして、「2.ヒヤリハット件数」でございます。直近1年間のヒヤリハット件数を月ごとに集計した表になります。実体験ヒヤリといたしましては2件の報告がありまして、1件目は、ドラフトチャンバー内での溶剤廃棄中に誤って作業者の顔に被液したということで、手順書の見直しを行っているところでございます。2件目ですけれども、作業台から降りる際にふくらはぎに痛みを感じたという案件で、作業前にストレッチを励行することとしております。

仮想ヒヤリハットにつきましては、傾向として転倒、激突に分類される案件が多く提出されておきまして、それぞれの案件については対策を進めているところでございます。

ご説明は以上になります。

○座長

続きまして、市から環境モニタリング結果及び、市は立ち入り等、

この間やっていますか。

○北九州市

行っております。

○座長

その結果についても併せて報告してください。

○北九州市

分かりました。それでは少し戻りまして、資料 2-2 の 22 ページをお開きください。北九州市におきましても、PCB 処理事業における環境への影響を把握するため、JESCO の測定値とのクロスチェックを行ってございます。先ほど JESCO から報告がありましたとおり、今回対象となる期間に測定したものにつきましては、黄色でマーカーを付けてございます。

まず、周辺環境でございます。22 ページ、23 ページの「大気」、24 ページの「水質」、25 ページの「底質」でございますが、いずれの項目につきましても環境基準、JESCO と本市で結んでいる協定値を超過したものはございませんでした。

26 ページ以降が「排出源」でございます。26～31 ページまでが「排気」でございます。33 ページの「公共下水道排水」に関しましても、全て基準値、協定値に適合しておりました。

モニタリング結果については以上でございます。

立ち入りにつきましては、毎月 2 回以上の立ち入りを行っております。また、現在、解体工事を行っておりますので、節目節目に本職員も現場に立ち入りをして、解体撤去工事の安全性について確認をしてございます。これまでのところ、特段指摘・指導するような事象はございませんでした。以上でございます。

○座長

ありがとうございます。議題 2 に関して委員の方から意見、質問はありませんか。委員、お願いします。

○委員

資料 2-3 の別添 1 にあります、保安設備です。その中で、「受配電設備」、年 1 回、これは法定点検だと思っておりますので問題ないと思うのですが、その中で当然あるべきものが、非常発電装置が必ず入っていると思っております。停電した場合は、少なくとも 20 秒程度で非常発電に替わるとは思いますが、普通、点検の時に、非常発電装置に替わったというのを確認して大体終わっているケースが多いです。問題になるのは、長い間使っていると冷却液がエンジン内まで入らないのです。ほとんどの場合、エンジン部に入らないまま、確認して、停止して終わってしまうので、表面上は現れてないのですが、見えないところで接続ホ

ースや水のホース、その辺が破れている、あるいは液漏れすることがあるのです。これは、私が実際に体験したことなのですが、約30年使っていた非常発電装置が、点検したらそれが出てきて、慌てて交換したことがあるので、できれば、年1回程度の点検ですので、2、3年に1回くらいは、例えば5分だったら5分、発電機を稼働させて、冷却水がエンジン内に入っていくかを確認するべきです。目視だけの点検では見えない部分の破損に気づかないことや、非常時に稼働できないおそれがあります。

○JESCO

ありがとうございます。非常用発電設備につきましては、JESCOでも定期的に点検は実施しております。別添1では、主な点検項目ということで記載しております、ここには記載漏れになっておりますけれども、間違いなく点検はしっかり行っておるところでございます。

○座長

どの頻度ですか。

○JESCO

年に1回でございます。

○座長

年に1回ですね。委員、よろしいですか。

○委員

点検は必ずしていただいていると思うのですが、問題なのはそれをどの程度回転させるかです。エンジンが温まるまでやっているかどうかです。そうしないと、冷却液がエンジンルームの中に入っていないのです。ピストン部まで入っていない。ということになると、ファンの所で大体終わってしまいます。そこにいかないような、ファンの所だけを回転させて、最初、エンジンを温めるようになっていますから、それから先に、温まってからエンジンルームの中に入っていく、全体を冷却する。そういう方向に、エンジン自体が設計されていますので、そこまで冷却水を循環させないと、どうしても劣化しているときがあるのです。年1回の点検だと思しますので、少なくとも2、3年に1回はそこまで点検してほしいと思います。例えば5分だったら5分回転させれば、エンジンが温まります。そうしていただかないと、多分、問題が発生しているケースがあると思います。

○座長

今の件に関しましては、委員と直接、この会議後、そのアドバイスを確認されて、確実に実施していただきたいと思います。よろしく願います。

○JESCO

はい、承知いたしました

○座長

ほかに、委員。

○委員

資料 2-2 の 3 ページについて、先ほど、水質のところ、令和 3 年 8 月 12 日にダイオキシン類で高い値が出たと。これの原因は、どのように考えられていますか。

○JESCO

組成といたしましては、ジベンゾフランが多くの割合を占めているという状況までは確認できていますが、どうしても海域ということですので、その原因までは至っておりません。

○委員

そうですね。つまり、測定し直したら普通だった、少なかったということですがけれども、そうすると捉え方によっては、この前から私も指摘しているように、測定誤差とも受け取れるのです。だから、やはりこれはどこから出ているかというのを、どこまで追求できるかという問題もありますけれども、ある程度追求されないと、そういう解釈もできると思います。いわゆる測定誤差です。そうすると、この上のほうの数値でも、少ない、少ないと言っても、これは測定を行う場合によっては高い値が出ているという可能性も考えられるわけです。いかがでしょうか。

○JESCO

この測定ポイントは、資料 2-2 の 15 ページをご覧ください。「環境モニタリング調査地点図」がございます。ここで、海水につきましては、JESCO の建物があります洞海湾側、岸壁から約 60m 離れた地点でサンプリングをしているという状況になっております。従いまして、今、委員がおっしゃられるような、この海域のダイオキシンが高くなっている原因ということが、現時点でどうすればその原因を追及できるのかという策が、今は思い当たりませんので、どういう方法があるのか検討はしてみたいと思います。ただ、なかなか海水ということでございますので、その原因の特定まで至るかどうかは、現時点では何とも申し上げられない状況でございます。

○座長

今の質問に絡みまして、市は海域のモニタリングはしていますか。

○北九州市

北九州市も同様に、水質の調査は行ってございます。市の調査では、特段のダイオキシン類が高い数値は確認されてございません。

○座長

その時に、JESCO は今回、フランタイプとコプラナータイプの、タイプ分析をしましたか。また、市がそういうことをやられる予定はありませんか。要するに、ダイオキシン類のタイプ分析をやって、JESCO の装置から出ているダイオキシン類ではないということを、確認できませんかという質問です。委員、そういう意味でしょう。

○委員

はい、そうです。

○北九州市

分かりました。北九州市としては、先ほど JESCO から説明しましたとおり、なかなか原因の追及は難しいとは思いますが、今、そういう意見も出ましたので、今後、そういうところも含めて検討したいと思っております。

○座長

少し検討してください。よろしく願います。ほかにありませんか。委員。

○委員

資料 2-2 の 19 ページの別添 1 参考について、説明があったのかもしれませんが、この協定値というのはどういう根拠で出ているのでしょうか。

○JESCO

もともとの JESCO の施設、ここの立地での法律で法基準は 5ng ということで、0.08 よりは随分高い値が法規制値となっています。ただ、施設の建設時において、いわゆる JESCO のこのプラズマ溶融炉の設計値といたしまして、プラズマ排気中のダイオキシン類濃度が 0.1 という設計値が出ています。当時の詳しい状況までは把握できていませんが、その 0.1 を目安として、さらに上乗せで基準を作ったと聞いております。

○委員

分かりました。それで、その次のページの図 3 では若干出ているけれども、この協定値よりもずっと低いので問題ありませんという展開ですね。

○JESCO

そのように理解しています。

○委員

しかしながら、やはりコプラナーPCB は若干ながら出ているわけ  
です。それは認められるわけですね。

○JESCO

それは、ここの実測値にも出ておりますとおり、図3の棒グラフの  
中に青い部分が出ておりますので、コプラナーPCB が出ているとい  
うのは事実であると思います。

○座長

はい、委員。

○委員

先ほどの設計値ということに関して、これは処理する物質にもとも  
と入っているものが、処理しきれずに出てくるというお考えで設定さ  
れているのか、あるいは、プラズマ処理をすることによって、原料か  
らダイオキシンとか PCB が生成してくると設計されているのか、そ  
こをお尋ねしたいと思います。

○JESCO

もともとプラズマ溶融分解では、全てダイオキシンも PCB も分解さ  
れると考えております。ただし、プラズマ処理が終わったあとの、い  
わゆる排気の冷却工程で、もちろんダイオキシンの再合成がないよう  
に、急冷をして再合成を防ぐという設計にはなっておりますが、そこ  
の段階で若干ダイオキシンが出てくるだろうという考え方となります。

○委員

ありがとうございます。

○座長

委員。

○委員

資料2-3の、処理施設の点検等についてお伺いしたいのですけれど  
も、先ほど委員が言われた非常用発電機の件は、私も何年か前にこの  
場で、「実負荷試験で実際にある時間回さないと問題が出ますよ」とい  
うことで、「そうしてください」と言っていたのです。どうもそれが、  
先ほどのお答えでは明確にそういうものがなされてないように思うの  
で、この点検のことについてもそういう面で少し不信感があるので、  
お答えいただきたいです。10月の監視会議の時も、「2年間の延長を要

請るのであれば、そういうものに耐え得る設備にきちんとなっているのかどうかということをきっちりチェックした上で準備を整える必要があります。そうしないとそう簡単に容認できません」という発言をしました。来年度から延長してやるのかどうか、私は知りませんが、先ほどの説明では、特に高温にさらされるプラズマ設備辺りは劣化が激しいと思うのですが、4月、5月に操業停止して、点検を予定しているという話がありましたけれども、質問は、そうすると4月、5月は安定器の処理は実施しないということでもいいのかどうか。

それと、そういう10月の会議を受けて、真剣に点検項目の追加の検討をどこまでされたのかです。ここに、追加で行う点検項目が幾つか出ていますけれども、安全対策についてどの程度真剣な検討がなされたかかどうかということをお聞きします。

#### ○JESCO

資料2-3の1ページの表1に記載しております、点検項目でございますが、我々、特にプラズマ炉が、一番稼働が大きく熱負荷もかかるということでございます。それが、継続的に安全に処理できるように、年に4回程度点検をしております。大きくは年に2回、プラズマ炉の中の耐火レンガを新たなものに補修するという工事並びに、その途中途中で炉を止めて、耐火レンガ等に損傷とかがないかどうかという点検をずっと続けております。2年間ということをお願いを環境省のほうからさせていただいているところではございますが、もし今後も処理継続ということになれば、同様の点検を実施するという中で、2年間のプラズマ処理については問題ないだろうと考えております。

また、この表1に記載させていただいております点検でございますけれども、例えば1番の「プラズマ設備」の記載につきましては、従来、トラブルあるいは何か故障が起きたら点検する、部品を交換する、いわゆる事後保全であったものを、2年間、事前にトラブルを出さないようにということで、事前保全にするというもの。あるいは、2番にあります「VTR設備」、配管の板厚測定、あるいはポンプの振動測定等につきましては、従来の定期点検ではやっていない精密点検をやろうということ。それから、「その他設備」にあります、セーフティネット活性炭の交換でございますけれども、通常、活性炭の交換は排気が止まっている状態でないとできませんので、この2年間の活性炭交換をなるべく減らすために、設備を止める段階で、この期間を利用して活性炭の交換を行うというものでございます。

したがって、処理継続になった場合は、この4月、5月につきましては、2ヶ月間設備を全停止いたしまして、当然、設備が動いておりませんので操業は停止ということになりますが、安全を確認した上で、それ以降しっかり処理ができる点検を、ここでやろうというのが趣旨でございます。

○委員

そうであるならば、点検項目を詳細に整理した点検計画を作成し、提出されてしかるべきではないかと思えます。この資料でいきますと、例年の、点検をやりますという資料と同程度の感じがするのです。したがって、もう2年間操業を安全にするためには、具体的にこういう部品については事前に交換しますとか、あるいは、従来の点検項目以上に、こうこうこういう点検項目をきちんとやりますというような、我々を安心させていただけのような資料が今回提出されるのではないかと思ったのですけれども、この程度だと、毎年の資料とあまり変わりがありません。本当に真剣に、2年間の延長ということで、そのために相当な準備をしますという、そういうものがこの資料では感じられません。

○座長

議論を少し止めて確認したいのですけれども、前回、同じような要求が出たことは、JESCOも承知されていますね。

○JESCO

はい。

○座長

よろしいですか。ですから、その前回の状況から、その意見を踏まえて、今回、どのような部分を新たに提案されているのかというところだけを説明してください。

○JESCO

今回の資料で詳細な資料を作成しておらず、大変申し訳ございません。前回の会議の時に、委員からご意見を頂いておりましたが、ただ、その時点ではまだ具体的にどんな点検をするのか、あるいは、処理継続になるかどうかというようなところが、まだ分からない状況でございました。そういう意味では、今回、処理継続を前提といたしまして、どのような点検をしようかという中で、具体的な形でこの表1を提示させていただいたつもりでございます。

○座長

それであれば、委員の疑問に対して、表1のどの部分が新しい、通常の点検ではない部分ですとはっきり言ってください。そういうことでしょう。

○委員

はい。

○座長

もしそうでなければ、至急、その質問に対して答えるべく、資料を作り直さなければいけないです。今の質問は単純です。

○JESCO

分かりました。資料自体は簡素にまとめさせていただいたということでございまして、例えば板厚測定とか振動測定は、通常やっていない、新たな項目としてやろうということでお示しさせていただいております。ただ、このような概略の状況ではよく分からないということであれば、今、手持ちでは具体的な中身をお示しできる資料を持っておりませんので、また改めてご説明させていただければと思います。

○座長

この件に関しては、もうこれ以上やっても仕方ない話なので打ち切りにします。

○委員

市にきちんとその報告をしていただきたいです。

○座長

当然、市としては、それで委員の質問の答えになっているかどうか、チェックしてください。

○北九州市

分かりました。

○座長

それで、その結果を各委員に知らせてください。よろしいですか。

○北九州市

了解しました。

○委員

資料2-3の4ページ目のヒヤリハットのところの、「有機物との接触」のドラフト内での作業ですけれども、具体的にどういった作業だったのですか。ここに「溶剤排気」とあるのですけれども、溶剤を気化させるような作業があったのかどうかを伺いたいと思います。

○JESCO

これは、ドラフトチャンバーの中でヘキサンを廃棄する作業を行っていた時でございます。洗ビンの中に入っているヘキサンを誤って顔に被液したというものでございます。

○委員

そうしますと、この「排気」という漢字は、これではなくて捨てるほうの「廃棄」なのでしょうか。

○JESCO

申し訳ございません、漢字が間違っております。失礼いたしました。

○委員

それで分かりました。

○座長

よろしいですか。はい、委員。

○委員

一般の者で、本当によく分からなくて質問するのですがけれども、私は若松の向いの戸畑に住んでいます。間に洞海湾があります。響灘から続いている所です。それで、お聞きしたいのが、海水に含まれるいろいろなものが資料 2-2 の 15 ページに図解されていますけれども、ちょうど雨水が出た所の 60m 先で海水の調査をされていますね。そして、どこで目盛りが上がったのか分からないというのは、響灘から続いているから、どこからどう海流が流れているか分からないので、実際、この時に違う所から流れてきたのかもしれないと。私が少し思ったのは、あそこがエコタウンになっているので、いろいろな企業がいろいろな所から海の中にその会社から出たものを流しています。今度、また、ここの JESCO さんの向かい側に新しい施設ができるのではないかという話を耳にしましたけれども、そこからもまた流れてきたら、両方から流れたものの中で、果たして、これが JESCO のものなのか、よそから流れてきたものなのかが分かるのでしょうか。それで、せっかく、洞海湾が死の海と言われていたのが、やっと魚が住める海になるまでに環境局の方が努力してくださったのに、両方から流れたものが重なって、またそこが汚染されていくのかなと、地域の住民にとってはそこが少し気になったところです。

分析というのはとても難しいでしょうけれども、それぞれの工場にどのように環境局の方が入ってご指導されているのか、洞海湾は大丈夫なのかと思いました。単純な質問ですみません。

○座長

市は、お願いします。

○北九州市

まず、環境の汚染度具合の測定につきましては、洞海湾もほかの海も定点を決めているのですがけれども、洞海湾の中に一定の採水ポイントを決めており、そちらの場所で定期的に、例えば年 4 回とか採水を

して、海水の分析を行って、環境の汚染が進んでいないということを確認しております。

ご懸念の話は、工場が立地しております所から工場の排水が海に流れ込む、その排水によって海が汚染されるのではないかというお尋ねでございますが、定期的に各企業、特に海に排水を出す企業に立入検査を行いまして、海に排水を流している企業につきましては、全てではございませんが、立入検査を行った際にその排水のサンプルを採り、それをまた分析機関でしっかりと分析して、法律の基準に合致していることを確認しております。万一基準に合致しなかった場合には、行政指導を行いまして、その指導に従わないといった場合には、さらに法に基づき、命令等の措置を講じまして、きちんと法律を守らせるようにするという手続きを行っております。

さらに、今回、JESCO の資料で、ご不安を感じられたのだと思いますけれども、JESCO のこの数値につきましては、実態を把握するといったことで、環境基準よりもかなり低いところまで分かるようにあえて分析をしているものでございます。ですので、この一定の数値が書いてあることをもって、直ちに何らかの危険が起こる、生き物に何らかの影響が出るといった程度のもものではございません。その点をご安心いただきたいと思います。

○座長

今の回答は、委員の質問内容にも関わる回答になっています。要するに、市の環境監視はきちっと予防監視をやっているということとして理解していいですね。

○北九州市

そのようにご理解いただいて構いません。

○座長

だから、値が低くても、その危険度がどの程度かという監視をやっているのだから、予防監視という形になります。

では、いったんこの議題2で休憩に入りたいと思います。

○事務局

それでは、10分後に再開したいと思います。時間でいきますと、16時から再開したいと思います。いったん休憩としたいと思います。よろしく願います。

休 憩

### 議題3 高濃度 PCB 処理継続の要請に関して

#### ○事務局

それでは再開したいと思います。座長、よろしくお願いします。

#### ○座長

続きまして、議題3「高濃度 PCB 処理継続の要請」について、環境省から説明をお願いします。

#### ○環境省

昨年9月に環境大臣から北九州市長に事業の継続の要請をさせていただきまして、前回の監視会議においてその要請内容のご説明し、ご議論をいただきました。

今日はその続きということで、資料の構成としましては、まず、これまでの事業全体を振り返って、特に北九州市においてどのような貢献、取組があったかということを中心に、より広い視点で事業を振り返っておくべきであるというご指摘を頂いたことへのお答え、それから、処理に必要な対象量ですとか、あるいは、これまで行ってまいりました説明会など、その3ヶ月間のデータの取り組みについてのご報告という構成としてございます。

それでは、中身を説明していきたいと思います。1ページ目、下の部分でございますけれども、「PCB 廃棄物処理対策の経緯」ということで、PCB の処理について、製造中止、回収後、民間での処理がうまくいかなかった経緯。その後、ストックホルム条約ができた後に PCB 特措法を制定して、環境事業団を活用した化学処理による処理を行うという方針を立てたというところまでの経緯を示してございます。

次のページは、そういった条件が整う中で、北九州事業所が平成16年に、全国に先駆けてこの事業に手を挙げていただきまして、最初の施設が平成16年に操業を開始しましたという経緯。2期施設のプラズマ熔融施設についても、平成21年に、これも全国に先駆けて設置、稼働をさせていただいたという経緯でございます。その後、この PCB 処理計画改定の要請ということで、前回の延長要請と言っているものでございますけれども、処理期限を延ばさせていただいて、さらに対象エリアの拡大を行う形での事業を始めさせていただいたという経緯を書いてございます。

2ページは北九州事業の概要ということで、1期施設、2期施設を設置・稼働させていただいて、現在、2期施設が稼働中であるという状況でございます。

次の3ページ目、上の部分でございますが、前回延長の要請を受けていただいたあと、PCB 特措法の改正を行いまして、処分期限内の処分委託契約の義務付けや、使用中の機器の廃止の義務化、さらに、報告書徴収や立入検査の権限を広げ、保管事業者が不明な場合も代執行

ができるといったことで、法律の仕組みを強化して、期限内の処理をより確実なものにする処置を講じてきたという経緯を書いております。

下のところは、掘り起こし調査についての振り返りを書いております。1期施設で処理を行っておりました変圧器・コンデンサの事業については、北九州市事業エリアで20万余りの事業者の方を対象に調査を行い、1,600台余りの掘り起こしができたということ。それから、下の部分で、西日本の安定器については、110万余りの事業者を対象に調査を行い、13万台余りの掘り起こしができたということでございます。これを行うにあたって、北九州市が非常に先導的な役割を果たしていただいたというのが特筆すべきことでございます。先行的に市内で取り組んでいただいた成果を、平成30年から令和2年にかけての3年間に約100回、全国の自治体を個別訪問していただき、これがこの表にあるような掘り起こしの成果につながりました。大変なご貢献をいただいております。

次は、前回の資料と同じもので、掘り起こしが進んで、処理の期間がもう少し必要になっているということが、全国的な傾向としてそういうことであるという状況をデータで示したものでございます。

5ページは要請の内容でございまして、前回ご説明したとおり、北九州事業所における安定器・汚染物等の処理を令和5年度まで2年間、継続をお願いしたいという内容でございます。

下が、その後の説明会の実施状況でございまして、昨年10月1日から地元の校区の方々への説明を開始。市民説明会事務局というものを設置しまして、意見募集をするとともに、依頼に応じた説明会の開催を行ってございます。これまで、37回の説明会で900名余りの方に参加いただいております。説明会で頂いたご意見の代表的なものでございますけれども、令和5年度末までに本当に処理を完了できるのか、できなかつたら再々延長があるのではないかと。それから、施設の老朽化に対して、設備トラブルがないようにしっかり点検を行う必要がある、さらに、若松区はごみ捨て場でないということをしっかり認識してほしい、受入れのメリットを示してほしいといったさまざまなご意見を頂戴してございます。

その詳しい内容は、8ページにございますので、そちらを御覧いただければと思います。「説明会でいただいた御質問・御意見」ということで、大きく3つに分けてございます。

2.1を御覧ください。これは、処理の完了の期限の約束がなぜできなかったのか、今回の要請でエリアの拡大ですとか、また、安定器以外の物も処理を行うのではないかと、見込量がさらに増えるのではないかとといった御意見・御質問。さらに、この5年度末までに処理できなかったら再々延長をするのではないかと、北九州以外での処理はできないのかといったご意見を頂いております。この場でもご議論いただいたお話でございましてけれども、掘り起こしの結果、安定器が追加で多く発見されたということ。それから、今回、エリアの拡大などはな

いということ。処理量についても相当の確度を持って見込んでおり 2 年間の処理継続で処理完了が可能であること。さらに、他の事業所においても非常に量が逼迫していることから北九州事業所での 2 年間の処理継続をお願いしたいといったことをご説明してございます。

2.2 が、「安全対策・環境モニタリング、情報公開」でございます。運搬時の安全確保、それから老朽化への対策といったものでございます。運搬の安全確保は従来から行ってきたものの内容でございます。老朽化への対策は施設の点検・安全対策等を行っているということでございます。それから、先ほどから出てきております継続時の対応として令和 4 年 4 月から 2 ヶ月間かけて重点的な点検を行うことを説明してございます。それから、モニタリングの実施状況についての御質問。若松はごみ捨て場ではないということをご認識してほしいという御意見をいただいております。これは、私ども、深く肝に銘じる必要があると考えてございます。イメージアップにつながるような情報発信をしっかりとまいります。それから、処理継続により必要となる費用や受入れのメリットといったご質問も頂いてございます。メリットについては、道路の維持管理の経費を、事業に必要な経費として、今まではそういった措置を講じてきていること、今後も、できる限りのことをできるようにしっかりと努力していくことをご説明してございます。

最後に、「御意見等」です。「反対の御意見」と「受入れやむなしまたは賛成の御意見」の両方頂いてございます。さらに 2 年というのは、やはり受け入れられないというご意見や前回と約束が違うといったご指摘、一方で、やむなしということについては、ほかの地域で行うことは難しいであろうことや、とりかかったものを最後までしっかりとやるべきなどのご意見を頂いております。

6 ページに戻っていただきまして、この先はデータの直近の状況を更新させていただくという趣旨でございます。この上の表でございますけれども、令和 4 年の 1 月までの処理状況ということで、処理が必要になっている量が 10,568 t ある中で、9,033 t の処理をいただいております。この 9,033 t という量は、前回の要請時に見込みとしてお示した 5,900 t は既に処理を終わっておるわけでございますが、その後の掘り起こしを踏まえると、85.5%という処理の進捗率となります。

下の表でございますけれども、これは前回お示した、令和 3 年度末残量の表でございます。前回以降、「掘り起こし新規発見分」は減りまして、「JESCO 搬入荷姿登録分」が増えてございます。トータルで見ますと、前回の必要処理見込量の 10,575 t が 10,568 t に若干減っているということでございますが、令和 3 年度の計画量を若干積み増しすることができたことにより、3 年度末の残量が 1,367 t という状況であります。大きな見込み違いは起きていないということで、この 2 年間の継続というところで、確実に処理はできるだろうという状況に変わりはございません。

それを、実際に工程表に落とした絵が、次の「令和4、5年度の処理イメージ」というところがございます。もし継続をお認めいただいた場合の計画ということでございますが、先ほど来、ご指摘いただいております、重点点検・補修というものを最初の2ヶ月間行ったあと、計画的に処理を進めていくということでもあります。前回、2ヶ月プラス、1年6ヶ月の処理で1年8ヶ月かかりますというご説明をいたしましたけれども、その計画をより具体化すると、こういった形を考えてございまして、5年度の第3四半期には処理を終了して、2年内の処理が実現できるという見通しを持ってございます。

最後、「今後の取組」というところがございます。市民の皆様へのご説明は、先ほど申し上げたとおりでございます。それから、監視会議での取組の報告を行いつつ、JESCOにおける安全対策の継続や老朽化に関する取組を着実に実施します。さらに、国からは引き続き財政的な措置、支援を確実に行っていくということでございます。

先ほど申し上げたようにたくさんのご意見を頂いてございまして、継続要請に対するお返事はこれから頂くという状況ではございますけれども、いずれにしましても、ここの説明会の場で頂いた貴重なご意見をしっかり受け止めて、今後の事業に誠実に反映していきたいと考えてございます。私からの説明は、以上でございます。

○座長

では、今の説明に関して、質疑応答をしたいと思います。委員。

○委員

今の説明の部分と違うかもしれませんが、1つ、私なりに気になったところがあります。今、PCBを運んでいくルートは決められているはずですが、今は、若戸大橋1本になっているはずですが、これは、なぜトンネルを使わないのですか。若戸海底トンネルもできているはずですが、それが外れているのはなぜなのかが気になっています。というのは、橋だけだとどうしても止まることがあり得るのです。風が強い時は多分難しいのではないかと思いますし、危険も伴いますので、その辺を考えると、トンネルのほうが、安全性が出てくるかなという私個人の意見ですが、そのあたりいかがでしょうか。

○座長

市かJESCOか、今の質問に答えられますか。

○北九州市

ただ今の質問に対しては、現在、若戸大橋と、若戸トンネルが収集運搬ルートになっております。実際も、委員のご指摘のとおり、台風とかそういった時がありますので、主に若戸トンネルのルートの利用が多い状況でございます。

○座長

確か、若戸トンネルのほうが市街地を通らずにすむので、若戸トンネルが出来上がった段階で、あちらを追加したという経緯だと記憶しています。

○北九州市

座長のおっしゃるとおりでございます。

○座長

ほかに。委員。

○委員

2点質問と、1点意見があります。まず、8ページ以降に、市民説明会の状況についてまとめていただいています。出された疑問ですとか、意見、回答を非常によくまとめていただいていると思うのですが、これをこのあとどう使うのですか。何かあるのか、会議の資料としてのみなのか、これを市民にフィードバックする予定があるのか、その辺をお伺いしたいというのが1つ目です。

2つ目は、説明会以外でメール、FAX等でも意見を募集されていると思うのですが、それに対して何か意見、要望、質問みたいなものがどれくらい来ているのか、それに対してはどのようなふうに対応されているのかというのが2つ目です。

3つ目はコメントというか、お願いというか、意見ですが、情報サイトがありますね。あれは、基本的なウェブサイトの作りは一緒で、そこにずっと情報を追加していくようになっていると思うのです。今回のこの継続依頼は、PCBの処理のスキームを少し変えるというか、地域にとっては非常に重要なことだと思うのですが、そこが情報としてあまり載ってないのではないかという気がします。例えば、「早期処理への取組」という項目があって、そこを押すと、「事業者の皆さんは早くPCBが入っているものを出してください」という掘り起こしの話は出てくるのですが、この継続とかという話は、そこには全く出てこない。市民の目線とか、地域に住んでいる人の目線から見て、どこに情報を載せたら分かりやすいのかというところで、少し整理していただいたほうがいいのではないかという気がしますので、そこはご検討いただければと思います。以上3点です。

○環境省

ありがとうございます。まず、フィードバックの方法ですけれども、今日の資料にさせていただいた時点で、この監視会議の資料として公表をされていきますというのが1つございます。それから、今日、このあとなのですけれども、定例で行っております、事業の市民向けの説明会を予定しております、その中でも今日の資料と同じ資料を使い、継続要請についての説明をさせていただく予定でございます。そ

ういう意味では、市民説明の場でもフィードバックに使うということになります。

2 番目のメールや FAX の意見・質問についてということですが、メールや FAX で頂いたものはゼロということでございまして、この資料にまとめたものは、全て説明会で生の声で頂いた意見の集約でございます。

情報サイトについては JESCO から補足があれば答えてほしいのですが、JESCO からの発信というのは、国が計画を作り、それを執行していくという役割としての情報発信ということが中心になってございます。この継続の要請という話は、まだ行政上の協議案件でございますので、JESCO の立場で、今の段階でまだ十分な発信ができてないという事情はあることをご配慮頂ければと思います。この要請の内容など、環境省からも北九州市からも発信しておりますけれども、より分かりやすい提示ということは、工夫をできないか、しっかり検討していきたいと思っております。

○座長

今の質問に関して、確認だけさせていただきます。市民説明会の主催者はどなたですか。市ですか、環境省ですか。

○環境省

共催の形になります。

○座長

共催ですが、意見を取りまとめて、市の方針として、環境大臣からの要請に対して答えを作るのは市ですよ。

○北九州市

おっしゃるとおりです。

○座長

市は、その基礎資料として説明会を開催しているのですか。どういう立場になっているか、教えてください。

○北九州市

経緯を説明させていただきます。まず、昨年 9 月に、当時の小泉環境大臣が本市にお越しになりまして、本市長に対しまして延長の検討を要請するようお願いされました。その際に、市長から大臣に対しまして、国の責任でしっかりと説明してほしいといったことを申し出ました。そういったことから、環境省の方が中心となって市民説明を展開しているものでございます。

ですので、説明会の実施といたしましては、説明の主体は環境省、開催日時等の調整は北九州市が協力しているという仕分けになってお

ります。

○座長

委員、それでいいですか。

○環境省

不正確で恐縮でございます。今日のこの後の説明会は、この事業の定例の毎年やっている説明会でございまして、環境省主催の形で行う説明会でございます。失礼しました。

○委員

ご説明、非常によく分かりました。その上で、説明会でいただいた市民からの御質問・御意見については、ぜひWEB等でも発信していただいたほうがいいのではないかと気がします。当然、説明会に参加できる人は限られていますので、地域の皆さん、市民の皆さんの理解を深めるためには、せっかくこういうものを作っていたのであれば、どこかに分かりやすい形で見える化していただいて、きちんとコミュニケーションを深めるということが必要ではないかと思いません。

○座長

委員。

○委員

若松の立場から、報告させていただきます。昨年9月以降、環境省、北九州市の環境局が地域住民の説明会を何度も開いております。内容については、ここに幾つか出ておりますけれども、併せて今月の2月14日に若松区47の自治会長を集めて自治会長会議を開いて、そこでも環境省、環境局が今の話をしました。賛成、反対というのは別にして、状況話をして、これを広く若松の区民全体に周知してもらっていると確認しております。先ほども言ったように、だから賛成だ、反対だという結論は採っておりません。でも、賛成という地域住民は、私から言わせれば、ほとんどおりません。状況から見てやむを得ないという意見が多数であるということを、この場で報告しておきます。いずれにしても、私は若松区自治総連の会長として、47の自治会長の会議の中でこの話をする。あるいは、国・市からの地域住民の説明というのは頻繁に開いております。これだけは報告しておきます。

○座長

要するに、やむを得ず容認というのが多数であると。

○委員

やむを得ない。概ねそういう状況です。

○座長

やむを得えず容認という状況だということは分かりました。ありがとうございます。委員。

○委員

単純な質問なのですが、いつ回答が出るのでしょうか。

○座長

市は、お願いします。

○北九州市

本日の監視会議でも貴重な意見を頂きました。また、本日夕刻に開催する市民説明会での意見も踏まえて、結果を後日市議会にも報告したいと考えております。あらためて市議会からも意見を聞くこととしておりまして、その上で市としての回答を取りまとめたいと考えております。

○委員

座長、それは市が判断するとか、国が判断するのではなくて、ここで判断する問題ではないですか。

○座長

いえ、ここでは1つの意見としてまとめれば、市に対して1つの集団の意見として挙げることはできますけれども、委員のそういう意見に対して、ほかの委員の方々はどうお考えですか。

○委員

というのは、市や国のほうに判断してもらうとなれば、それはもう独善的に持ってきますよ。何月何日から延期しますとか。

○座長

ただ、この監視会議の役割は、市からそれに関して委託を受けた委員会ではありません。要するに、その返事をする、検討をする委員会ではありません。PCBの処理の安全な操業の監視会議です。だから、特別にこの委員会がその役割を勝手に担うことはできないのです。委員、私の考えはそうです。だから、他の委員はいかがでしょう。

○委員

そうすると、では、北九州市、あるいは環境省が、「もう2年延長だ」と言えば、それでもう、そう決まるということですね。

○座長

だから、先ほど、これがなければ真剣に対応がされないのではない

かと、委員などが指摘されたようなことが、きちんと市に回答されなければ、そういうことで延長に対して十分ではないと、市が判断すると思います。

#### ○委員

前回もこの延長問題が出て、一人一人意見を言う時に、延長問題自体を「この個別の監視会議で取り扱う問題ですか」と言わせていただいたのです。私は委員として出てきていますけれど、これはあくまでも処理に対して、安全に行われているか、計画どおりに行われているか。その中でいろいろな資料が出てきて、こちらとしても意見を言う。今、この資料の中で出てきていますが、当初これを立地する時に、やはり市民説明会等々開いているはずで、そして、いろいろな意見が出ているはずで、その中で、これはいつも言うことですが、一義的には市が全責任を負ってこれを立地したのだから、今、この延長に関して、最終的に意見を聞くのはよろしいでしょう。そして、意見を取りまとめて、議会でまた論争するでしょう。最終的に、市の首長が判断をして市民に問うべきと、私はそう思います。これを、今、ここに投げ掛けたら、今、委員が言うように、ここで賛成か反対か決めようではないかと。決めて、反対で延長がなくなるのなら、それでもよろしい。どうなのですか、今ここで賛成か反対か議論して、なくなるのですか。

#### ○座長

委員、ありがとうございます。そのとおりですので、特にそれ以外のことがなければ、これで議事は終了したいと思います。

最後に、今の委員の見解に対して、市として説明を願います。

#### ○北九州市

最終的には、要請を受けましたのは本市の市長でございますので、市長がどうするかという判断をさせていただくこととなります。ただ、市長が独善的に、「これはこれでいい」とか「これは駄目だ」とかいう話は、やはり民主主義の選挙によって就任している市長でございますので、勝手に決めることはできません。そういったことから、要請を受け入れた際に市長が「市民に対してきちんと説明して、そこでいろいろな意見を聞くように」と言ったことを、当時お越しになった大臣に対して申し入れたものでございます。その後、市民からの意見をしっかり聞いてまいりましたし、市議会も昨年12月、そして、これから2月の終わりから3月にかけて市議会がございまして、そちらでも幅広く意見を頂戴する予定でございます。その上で、最終的に幅広い意見を踏まえまして、延長を受け入れるかどうかを判断させていただきます。

ですので、こちらの監視会議におけるご意見も、市長が延長を受け入れるかどうかといった判断をする際に、参考とさせていただくとい

う位置づけになっています。よろしくお願いします。

○委員

意見を聞く期間が短すぎると、私は思います。立地の時に、どれだけその行政の方々も苦勞して説明していったか。あれを考えると、なおかつ、一度延長問題が出た時、これは致し方ないとして引き受けているのだから、再度延長はないと言った上でまた再々延長なのだから、それにしても、10月に申し入れがあって、この3月くらいの議会で議論して、受け入れるというのはいかがなものかと思えます。

○座長

はい。では、本日の監視会議の議事はこれで終了します。

○事務局

委員の皆様、いろいろなご意見をまた頂戴しましてありがとうございました。本日頂いた意見については、市としても責任を持って、環境省、JESCO としっかりと詰めまして、また委員の皆様にはフィードバックさせていただきたいと思えます。

次回の開催時期につきましては、調整の上、あらためてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして「第48回北九州市PCB処理監視会議」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

〔終了〕